

令和 6 年度第 1 回筑前町地域公共交通会議次第

開催日：令和 6 年 6 月 2 0 日（木）

時 間：14：00～

場 所：筑前町役場 301.302 会議室

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 委員紹介

5. 副会長選出 副会長（ ）

6. 報告事項（経過報告）

（1）令和 5 年度事業報告について

①筑前町地域公共交通計画について・・・別冊

②地域巡回バス・オンデマンドバス（予約型バス）の運行について
・・・P5（資料 1）（資料 2）

（2）令和 5 年度決算報告について・・・P9

（3）令和 5 年度会計監査報告について・・・P10

7. 協議事項

（1）令和 6 年度予算について・・・P11

（2）令和 6 年度事業について・・・（資料 3）

①公共交通マップの作成

②中高生を対象としたモビリティマネジメント及びマップの作成
（受託者） 日本工営株式会社 福岡支店

(3) オンデマンドバス（予約型バス）乗降所について・・・(資料4)

①新規乗降所

②乗降所位置変更

③乗降所名称変更

(4) 路線不定期路線一部変更について・・・(資料5)

(5) 地域公共交通確保維持事業に係る計画申請について・・・(資料6)

8. その他

9. 閉会

※終了後、運賃協議会を開催します。

筑前町地域公共交通会議委員名簿

任期：令和5年4月14日～令和7年4月13日

会長：稲永 健太郎

副会長：

監事：甲斐 智英・前田 一夫

【敬称略】

NO	区 分	委員所属	委員役職	委員氏名	代理出席	新・継
1	筑前町長又はその指名する者	筑前町	町長	田頭 喜久己		継
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス二日市株式会社	代表取締役	江口 正男		新
3	一般乗合旅客自動車運送事業者	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部営業第二担当	課長	池田 舞		新
4	一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社甘木観光バス	代表取締役	池野 栄次		継
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	矢野タクシー株式会社	代表取締役	矢野 正洋		継
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員			
6	一般乗用旅客自動車運送事業者	有限会社宮原タクシー	取締役	石井 厚子		継
	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員	福岡県筑後地区タクシー協会	構成員			
7	鉄道事業者	甘木鉄道株式会社	総務営業部長	上野 孝徳		継
8	町民又は利用者の代表	区長会	会長	田村 静雄		新
9	町民又は利用者の代表	筑前町シニアクラブ連合会	副女性部長	手嶋 光子		継
10	町民又は利用者の代表	筑前町民生委員児童委員協議会	民生委員 ・児童委員	後藤 玉枝		継
11	町民又は利用者の代表	PTA代表	三輪小学校 PTA会長	北原 康隆		新
12	学識経験者	九州産業大学	教授	稲永 健太郎		継
13	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	古賀 秀策	首席運輸企画専門官 辻 美貴善	新
14	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表	甘木観光労働組合	役員	古賀 文紀		継
15	道路管理者	福岡県朝倉県土整備事務所	地域整備主幹	中島 慎太郎		新
16	道路管理者	筑前町役場建設課	土木建設係長	蒲池 晴久		継
17	朝倉警察署長又はその指名する者	福岡県朝倉警察署	交通課長	栗山 隆巳		新
18	その他町長が必要と認める者	福岡県企画・地域振興部交通政策課	課長補佐	三重野 直美		新
19	その他町長が必要と認める者	筑前町社会福祉協議会	事務局長	甲斐 智英		新
20	その他町長が必要と認める者	筑前町商工会	副会長	前田 一夫		継

区 分	所 属	役 職	氏 名
オブザーバー	福岡運輸支局	運輸企画専門官	山浦 淳輝
	筑前町	副町長	中野 高文
	株式会社 アイシン	グループ長	成岡 徹
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通システム グループ 課長	津田 圭介
	日本工営株式会社 福岡支社	交通都市部交通シ ステムグループ	荒尾 俊介
	筑前町教育委員会 教育課	学校施設・文化財係長	井浦 直洋
	筑前町福祉課	生活福祉係長	石橋さやか

事務局	企画課	課 長	亀田 美香
	企画課	課長補佐	畠中 康江
	企画課企画調整・ふるさと納税係	係長	藤上 隆太郎
	企画課企画調整・ふるさと納税係	主査	手島 貴宏

筑前町地域公共交通会議設置要綱

制定 令和 5 年筑前町告示第 2 号

改正 令和 6 年筑前町告示第 9 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため筑前町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方の検討
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 町が行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 活性化再生法第 5 条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議は、委員 20 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員
- (4) 鉄道事業者
- (5) 町民又は利用者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者
- (10) 朝倉警察署長又はその指名する者
- (11) 筑前町長又はその指名する者
- (12) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第 4 条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によってこれを定める。

(役員の職務)

第 5 条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計監査を行う。

(会議)

第 6 条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「出席」とあるのは「書面決議に参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。
- 3 書面決議を行ったときは、会長は、その結果を速やかに各委員へ報告するものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者の中から会長が選任する。
- 3 幹事会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議を行う組織として、運賃協議分科会を置くものとする。

- 2 運賃協議分科会は、第3条第2項第1号(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)、第5号、第7号及び第11号に掲げる者をもって組織する。
- 3 運賃協議分科会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年3月22日条例第39号)に規定する額とする。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、企画課長をもってこれに充てる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

運行計画表

○地域巡回バス「ちくちゃんバス」 定時定路線（時刻表：有、路線：有）

バス名	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10
めくぱり号																										
そったく号																										
うぐいす号																										
コスモス号																										
運行日	火曜日～日曜日（月曜日、年末年始（12/28～1/4）、お盆（8/13～8/16）を除く）																									
備 考	（めくぱり号）（そったく号）（うぐいす号） 火・木・土コース、水・金・日コース																									
	（コスモス号） 火～日コース																									
	料金：無料																									

○オンデマンドバス「チョイソコちくちゃん」 区域運行（時刻表：無、路線：無）

運行区域		R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10		
三輪エリア	めくぱり号エリア	説明会																											
花源エリア①	うぐいす号エリア					説明会																							
花源エリア②	そったく号エリア																												
周知・利用ターゲット		高齢者（65歳以上）													全世代					有償運行									
運行日		月曜日～金曜日（年末年始（12/28～1/4）、お盆（8/13～8/16）を除く）													月曜日～土曜日（12/28～1/4を除く）														
運行時間		9：00～16：00													9：00～17：00										9：00～17：00（7：00～8：30通学利用）				
料 金		無													料										200円/大人・100円/小人				

地域巡回バスとオンデマンドバス（予約型バス）（経過報告）

□地域巡回バスとオンデマンドバスの比較

	地域巡回バス	オンデマンドバス
時刻表・ルート	有：定時定路線運行	無：A I による最短乗合運行
予約	不要	必要：目的地、希望時間を電話またはスマートフォン等により予約
バス停 （乗降所）	増減により時刻表、ルートの見直しが必要	増減により時刻表ルートの見直しは不要

□地域巡回バスの概要

平成 17 年の合併の際、旧町間にある公共施設（敬老施設）の利便性を図るため、公共施設間の往来や送迎を目的とした福祉バスとして運行開始。

その後、平成 29 年 4 月に地域巡回バスとして本格運行を開始しました。令和 3 年 4 月に大幅なルート、時刻の改正を行った後、令和 6 年 3 月末をもってオンデマンドバスへ完全移行しました。

【概要】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

① 1 日 4 便～5 便 定時定路線

めくばり号（14 人乗り）：火・木・土コース、水・金・日コース

そったく号（14 人乗り）：火・木・土コース、水・金・日コース

うぐいす号（10 人乗り）：火・木・土コース、水・金・日コース

コスモス号（10 人乗り）：火～日コース

② 運休 月曜日・8/13～8/16・12/28～1/4

③ 料金 無料

□地域巡回バスの課題や要望等

①医療機関、店舗等への乗り入れ要望。

②隔日運行のため、地域により運行日が異なる。（待ち合わせ、受診予約の困難）

③経費の増加。（利用者負担の検討、補助金等活用の検討）

□地域巡回バス運行経費等の推移

単位：円

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運行に係る経費（円）	17,221,422	17,455,794	15,894,865	16,445,337	24,470,574
年間利用者数（人）	19,287	18,823	18,585	11,723	13,758
一人当たり単価（円）	893	927	855	1,403	1,779
バス運行台数（台）	3	3	3	3	4

	令和 4 年度	令和 5 年度
運行に係る経費（円）	24,399,267	15,410,373
年間利用者数（人）	15,755	8,727
一人当たり単価（円）	1,549	1,766
バス運行台数（台）	4	4（ 4 月～9 月） 1（10 月～3 月）

※年間利用者数はのべ人数

□オンデマンドバス導入事業の目的

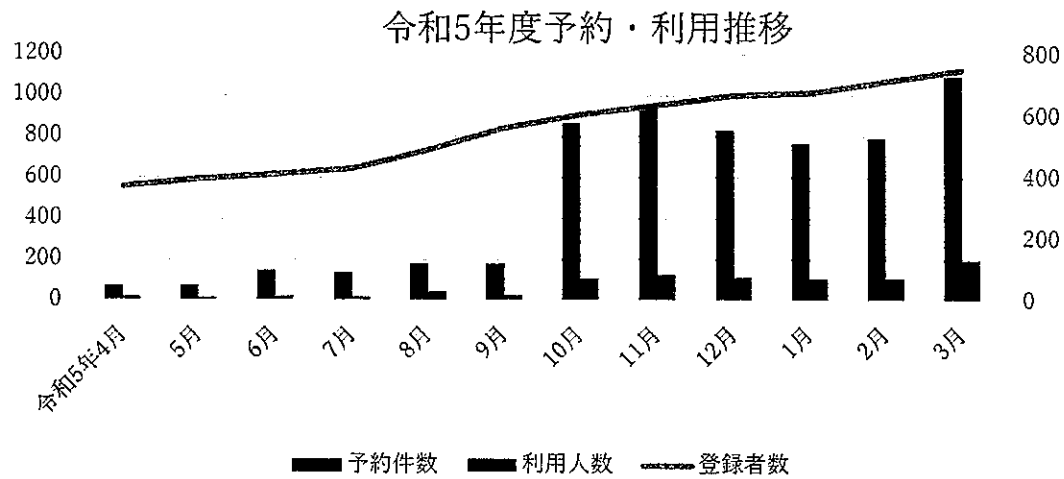
- ①既存の公共交通機関へのアクセス機能を有し、公共交通事業者と共存できる新たな交通サービス
- ②本町の人口減少傾向にある北部地区の交流人口、定住人口の改善
- ③高齢者などの交通弱者を対象とした買い物や通院などの日常生活における移動手段の確保
- ④路線バスの利用が困難な町内小学校遠距離児童の登下校の手段

□導入スケジュール

- ・ 令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月 65 歳以上を対象とした体験乗車（無償）
- ・ 令和 5 年 10 月～全住民を対象とした体験乗車（無償）
- ・ 令和 6 年 4 月～ 有償運行

※令和 5 年度 地域公共交通会議においてオンデマンドバス運行計画について協議（資料 1）

□オンデマンドバス令和5年度実績



	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予約件数	72	73	147	138	180	178	863	942	831	764	791	1090
利用人数	18	14	22	16	43	25	106	125	113	107	108	194
登録者数	372	396	411	430	490	562	606	636	668	676	714	750
乗合率	1.43	1.24	1.11	1.14	1.35	1.15	1.51	1.44	1.39	1.36	1.38	1.62
対 象	65歳以上体験乗車期間 1台						全域・全町民体験乗車期間 3台					

その他（資料2）をご参照ください。

□オンデマンドバス運行経費等

単位：円

	令和5年度
運行に係る経費（円）	27,806,641
年間予約件数（人）	6,069
一人当たり単価（円）	4,582
一人当たり単価（円） ※補助金を減じた運行経費	3,717

【主な運行経費】

- ・ 燃料費
 - ・ 修繕料
 - ・ 委託料
- （システム、オペレーター、運行委託）

【補助金】

（県費）近未来 MaaS 福岡モデル創出事業費補助金 5,249 千円

【運賃】 令和6年4月から有償。※令和6年11月28日運賃協議会にて協議。

大人 200 円／小児（小学生） 100 円／小学生未満無料

令和5年度筑前町地域公共交通会議決算書

(歳入)

単位：円

区 分		予算額	決算額	差引額	備考
補助金	町負担金	10,444,500	7,657,670	△ 2,786,830	2,786,830円町へ返還
	国庫補助	2,500,000	2,500,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
雑収入	預金利息	0	50	50	
合 計		12,944,500	10,157,720	△ 2,786,780	

(歳出)

単位：円

区 分		予算額	決算額	差引額	
需用費	消耗品費	10,000	10,000	0	印紙代
	印刷製本費	50,000	48,180	1,820	アンケート調査返信用封筒
役務費	手数料	2,000	1,540	460	振込手数料
委託料		10,098,000	10,098,000	0	地域公共交通計画策定調査業務委託
予備費		2,784,500	0	2,784,500	
合 計		12,944,500	10,157,720	2,786,780	

(収入) 10,157,720円－(歳出) 10,157,720円＝ 0円

上記のとおり報告します。

令和6年6月20日

筑前町地域公共交通会議 会長 稲永 健太郎

監 査 報 告 書

筑前町地域公共交通会議会計の収支決算について監査を行ったので、その結果を報告します。

1.監査対象

令和5年4月1日～令和6年4月30日

2.監査の期日及び場所

令和6年5月15日 筑前町役場本庁 205 会議室

3.監査結果

預金通帳、会計簿及び関係書類を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和6年5月15日

筑前町地域公共交通会議

会長 稲永 健太郎 様

監事 前 田 一 夫



監事 甲 斐 智 英



令和6年度筑前町地域公共交通会議予算書

(歳入)

単位：円

区 分		予算額	前年度予算額	比較	備考
補助金	町負担金	2,815,000	10,444,500	△ 7,629,500	
	国庫補助	0	2,500,000	△ 2,500,000	
雑収入	預金利息	0	50	△ 50	
合 計		2,815,000	12,944,550	△ 10,129,550	

(歳出)

単位：円

区 分		予算額	前年度予算額	差引額	
需用費	消耗品費	1,000	10,000	△ 9,000	印紙代
	印刷製本費	0	50,000	△ 50,000	
役務費	手数料	2,000	2,000	0	振込手数料
委託料		2,805,000	10,098,000	△ 7,293,000	地域公共交通支援業務委託
予備費		7,000	2,784,500	△ 2,777,500	
合 計		2,815,000	12,944,500	△ 10,129,500	